

## 新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱

	平成 17 年 6 月 7 日	17 新健計保第 4493 号
改正	平成 18 年 7 月 4 日	18 新健介推第 376 号
改正	平成 19 年 7 月 5 日	19 新健介推第 404 号
改正	平成 20 年 7 月 4 日	20 新福介推第 411 号
改正	平成 21 年 7 月 28 日	21 新福介推第 748 号
改正	平成 22 年 3 月 4 日	21 新福介推第 2051 号
改正	平成 22 年 6 月 1 日	22 新福介推第 439 号
改正	平成 25 年 8 月 1 日	25 新福介推第 666 号
改正	平成 27 年 7 月 23 日	27 新福介推第 717 号
改正	平成 27 年 11 月 10 日	27 新福介推第 1254 号
改正	平成 28 年 11 月 7 日	28 新福介推第 1378 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	31 新福介推第 5039 号
改正	令和元年 9 月 9 日	31 新福介推第 5789 号
改正	令和 2 年 7 月 9 日	2 新福介推第 492 号
改正	令和 3 年 8 月 4 日	3 新福介推第 672 号
改正	令和 4 年 6 月 20 日	4 新福介推第 389 号
改正	令和 5 年 10 月 27 日	5 新福介推第 1035 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例（昭和 61 年新宿区条例第 16 号）、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則（昭和 61 年新宿区規則第 27 号）及び新宿区補助金交付規則（昭和 45 年新宿区規則第 7 号）に定めるもののほか、新宿区内において認知症高齢者グループホーム（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所をいう。以下「グループホーム」という。）の整備を促進するために、東京都が実施する認知症高齢者グループホーム整備促進事業を活用し、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「補助事業者」とは、次に掲げるものをいう。

- ア グループホームの運営事業者
- イ グループホームの建物を整備する土地所有者等
- ウ グループホームの建物を整備する建物所有者

(2) 「運営事業者」とは、グループホームを運営する事業者で次に掲げる法人とする。

- ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）
- イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- ウ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
- エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
- オ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組

合連会社並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社

キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合

#### **（補助対象事業）**

第 3 条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が実施する次に掲げる事業（以下「グループホーム整備事業」という。）とする。

(1) 事業者創設型

運営事業者が建物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行うグループホームの整備事業

(2) 事業者改修型

運営事業者が既存建築物を改修して行うグループホームの整備事業

(3) オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で建築物を新築又は既存建物等を買い取り、改修して行うグループホームの整備事業

(4) オーナー改修型

建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行うグループホームの整備事業

(5) 定員増を目的とする増改築整備事業

補助事業者が定員を増加する目的で、既存グループホームを増改築する整備事業

#### **（グループホームの運営）**

第 4 条 グループホームの運営については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) グループホームの運営の内容が、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法、新宿区介護保険条例（平成 12 年新宿区条例第 35 号）、新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年新宿区条例第 15 号）及び新宿区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年新宿区条例第 16 号）等の関係法令に適合すること。

(2) グループホームの運営に関し認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人、医療法人等と連携及び支援が得られること。

(3) 補助事業を行う者は、グループホームの事業運営を継続して行うこと。そのため、運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。

(4) 認知症高齢者の処遇及びグループホームに係る事業を理解と熱意を持って行うこと。

(5) 運営事業者が、介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文に規定する地域密着型サービス事業者に指定されていること又は指定される見込みがあること。

(6) 定員は、1 ユニットでは 6 名以上、2 ユニットでは計 15 名以上、3 ユニットでは計 25 名以上とし、夜勤職員を 1 ユニット当たり原則 1 名以上配置すること。

#### **（補助対象経費及び算定基準）**

第 5 条 この要綱に基づく認知症高齢者グループホーム整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費及びその算定の基準は、別表 1 から 4 までのとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は東京都から補助を受けた場合は、その補助金額に相当する額を控除して得た額を補助金の交付の対象となる経費とする。

#### **（補助金交付額）**

第 6 条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 事業者創設型・改修型、オーナー創設型・改修型整備事業

ア 別表 1 第 1 欄の(1)から(4)の区分に応じた次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額と

する。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 別表1第2欄に定める補助額に別表3第2欄に定める高騰加算補助額及び別表4第2欄に定める基金加算補助額を加算した額。なお、区長が特に必要と認めた場合は、上記補助額に、必要と認めた額を加算した額

② 別表1第3欄に定める対象経費の実支出額

イ グループホーム整備事業と併せて、グループホームに併設する認知症対応型通所介護を行う事業所、小規模多機能型居宅介護を行う事業所、又は看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所を整備する場合（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を除く。）、介護老人保健施設又は有料老人ホーム等に併設して整備する場合を除く。）は、第1号アにより算定した額に、それぞれ10,000,000円を加算した額を補助金の交付額とする。

ただし、加算した補助金の交付額が別表1第3欄に定める対象経費の実支出額を超える場合は、対象経費の実支出額を限度とする。

(2) 定員増を目的とする増改築整備事業

次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

ア 別表2第2欄により区長が必要と認める額に別表3第2欄に定める高騰加算補助額を加算した額

イ 別表2第3欄に定める対象経費の実支出額

#### **(補助金の交付申請)**

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、補助金の交付を受けようとする場合は、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例の定めるところにより区長に申請するものとする。

#### **(補助金の交付決定)**

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ当該申請を行った者に対し通知するものとする。

2 区長は、前条第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則第3条に規定する通知書により、当該申請を行ったものに対し通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、同項の規定により申請したもののうち、補助金の交付を受けようとするものが、介護保険法第23条、第78条の7及び第115条の17に基づく実地指導又は監査に対し適切に対応しない等の事情があるときは、当該者に係る補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

#### **(補助条件)**

第9条 区長は、補助金を交付することを決定したときは、第4条各号に掲げる要件及び別記1の補助条件を付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げるものに対しては、当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 第2条第2号ウからオまでに掲げるいずれかの法人 別記2の補助条件

(2) 第2条第2号カ又はキに掲げる法人 別記3の補助条件

(3) 第2条第1号イの土地所有者等 別記4の補助条件

(4) 第2条第1号ウの建物所有者 別記5の補助条件

**(補助金の交付時期)**

第10条 補助金は、補助金の交付決定に係る通知の後、請求に基づいて交付する。

2 前項の規定による補助金の交付は、出来高に応じて行うものとする。この場合において、補助金の交付の対象となる事業が2か年以上の継続事業の場合は、第6条に基づき算出した額について、原則として各年度の出来高に応じて、年度毎に支払うものとする。

ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。

3 前2項にかかわらず、区長が特別の事情があると認めた場合には、前金払の方法により補助金を交付することができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (21 新福介推第748号による改正)

この要綱は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (21 新福介推第2051号による改正)

この要綱は、平成22年3月4日から施行し、平成22年3月4日から適用する。

附 則 (22 新福介推第439号による改正)

この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則 (25 新福介推第666号による改正)

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則 (27 新福介推第717号による改正)

この要綱は、平成27年7月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (27 新福介推第1254号による改正)

この要項は、平成27年11月10日から施行し、平成27年11月10日から適用する。

附 則 (28 新福介推第1378号による改正)

この要綱は、平成28年11月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (31 新福介推第5039号による改正)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (31 新福介推第 5789 号による改正)

この要綱は、令和元年 9 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (2 新福介推第 492 号による改正)

この要綱は、令和 2 年 7 月 9 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (3 新福介推第 672 号による改正)

この要綱は、令和 3 年 8 月 4 日から施行する。

附 則 (4 新福介推第 389 号による改正)

この要綱は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 (5 新福介推第 1035 号による改正)

この要綱は、令和 5 年 10 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第5条、第6条関係）

1 区分	2 補助額	3 対象経費
(1) 事業者創設型	1ユニットあたり20,000千円（重点的整備促進地域の指定を受けた場合には30,000千円）、及び1施設あたり7,500千円の合算額。	<p>グループホーム運営事業者（本要綱第2条第2号に定める法人）が認知症高齢者グループホームの整備に要する経費</p> <p>(1)施設整備費</p> <p>ア 新たに建物を創設する経費</p> <p>イ 既存建築物を買取り、改修する経費</p> <p>(2)工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）</p> <p>ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>
(2) 事業者改修型	1ユニットあたり15,000千円（重点的整備促進地域の指定を受けた場合には22,500千円）、及び1施設あたり7,500千円の合算額。	<p>グループホーム運営事業者（本要綱第2条第2号に定める法人）が認知症高齢者グループホームの整備に要する経費</p> <p>(1) 施設整備費</p> <p>ア 所有する建物の改修経費</p> <p>イ 借上げる建物の改修経費</p> <p>(2) 設備整備費</p> <p>(3) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）</p> <p>ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>
(3) オーナー創設型	1ユニットあたり20,000千円（重点的整備促進地域の指定を受けた場合には30,000千円）、及び1施設あたり7,500千円の合算額。	<p>土地所有者等が認知症高齢者グループホームの整備に要する経費</p> <p>(1)施設整備費</p> <p>ア 新たに建物を創設する経費</p> <p>イ 既存建築物を買取り、改修する経費</p> <p>(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅</p>

		<p>費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。）</p> <p>ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>
(4) オーナー改修型	1 ユニットあたり 15,000 千円（重点的整備促進地域の指定を受けた場合には 22,500 千円）、及び 1 施設あたり 7,500 千円の合算額。	<p>建物所有者が認知症高齢者グループホームの整備に要する経費</p> <p>(1) 施設整備費</p> <p>ア 所有する建物の改修経費</p> <p>(2) 設備整備費</p> <p>(3) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。）</p> <p>ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>

別表 2

1 区分	2 補助額	3 対象経費
定員増を目的とする増改築整備事業	区長が必要と認める額	<p>グループホーム運営事業者（本要綱第2条第2号に定める法人）が、定員を増加するために、既存グループホームを整備するために要する経費</p> <p>(1) 施設整備費</p> <p>ア 所有する建物の改修経費</p> <p>イ 借上げる建物の改修経費</p> <p>(2) 設備整備費</p> <p>(3) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。）</p> <p>ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及び交付金等の経費を含む。</p>

別表 3 (高騰加算単価)

1 区分	2 補助額
(1) 事業者創設型	1 ユニットあたり 8,000 千円
(2) 事業者改修型	1 ユニットあたり 6,000 千円
(3) オーナー創設型	1 ユニットあたり 8,000 千円
(4) オーナー改修型	1 ユニットあたり 6,000 千円
(5) 定員増を目的とする増改築 整備事業	1 ユニットあたり 880 千円

別表 4 (基金加算単価)

1 区分	2 補助額
(1) 事業者創設型	36,600,000 円
(2) 事業者改修型	36,600,000 円
(3) オーナー創設型	36,600,000 円
(4) オーナー改修型	36,600,000 円
併設加算(注)	上記の単価に 1.05 を乗じた額

(注)併設加算は、東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱(平成 27 年 10 月 27 日付 27 福保高計第 336 号)別表 1-1 に掲げる施設と合築・併設する場合に適用する。

#### 備 考

- (1)本事業は原則として単年度事業とする。2 か年以上の継続事業の場合は、上記補助額は計画全体を通じての限度額とする。  
2 か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。
- (2)施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。
  - ・土地の買収又は整地に要する費用
  - ・門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
  - ・その他施設整備費として適当と認められない費用
- (3)既存建築物の買取り、改修については、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。
- (4)「重点的整備促進地域の指定」とは、東京都が別に定める基準に基づき、新宿区が指定を受けた場合をいう。
- (5)事業者改修型及びオーナー改修型については、東京都補助金等交付規則第 24 条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

## 別記 1

### 補 助 条 件

#### 1 事情変更による決定の取消し等

- (1) この補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、運営事業者、土地所有者等及び建物所有者（以下「運営事業者等」という。）に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

#### 2 承認事項

運営事業者等は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 利用者から徴収する利用料金（共益費等含む）について、補助事業完了後に増額しようとするとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 事故報告

運営事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

#### 4 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び8による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、運営事業者等に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 運営事業者等が、(1)の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命じることがある。

#### 5 契約

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

#### 6 契約手続き

運営事業者等が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、公正な手続きにより決定しなければならない。

#### 7 建物賃借権登記

オーナー創設型により整備を行う場合は、グループホーム運営事業者が建物の賃借権登記をすること。

#### 8 実績報告

運営事業者等は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから1か月以内に、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

## 9 補助金の額の確定

区長は、8の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、運営事業者等に通知する。

## 10 是正のための措置

(1) 区長は、9の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを運営事業者等に命じることがある。

(2) 8の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

## 11 決定の取消し

(1) 区長は、運営事業者等が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(2) 前項の規定は9により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

## 12 他の補助金等との関係

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉つき郵便葉書等寄附金配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

## 13 他の寄附金等の資金提供

運営事業者等が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。但し、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

## 14 補助金の返還

(1) 区長は、11により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、運営事業者等に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 9により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(3) 区長は、11によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

## 15 違約加算金

(1) 運営事業者等は、11により補助金交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 運営事業者等は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(3) 区長は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

16 他の補助金等の一時停止等

運営事業者等が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

17 財産処分の制限

運営事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

18 財産処分による収入の取扱い

運営事業者等が、区長の承認を受けて 17 の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

19 根抵当権設定の禁止

運営事業者等は、補助を受けようとするグループホームの土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

20 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む)は、別紙の様式により、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、運営事業者等が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除額があることが確定した場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を新宿区に返還しなければならない。

21 財産管理

運営事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

22 補助金調書の作成

運営事業者等は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保存しておかななければならない。

23 帳簿の整理

運営事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

24 防火設備整備の条件

平成 25 年 12 月 27 日に公布された「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成 25 年

政令第 368 号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成 25 年総務省令第 126 号)、  
「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」(平成 25 年総務省令第 127 号)により設置が義務化された防火設備については、義務化の有無にかかわらず本整備と併せて整備すること。

別紙

年 月 日

新宿区長 宛て

住 所  
法 人 名  
代表者名 (印)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 新 第 号により交付決定を受けた  
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、  
下記の通り報告する。

記

1 施設の種類及び名称

施設の種類：

名 称：

2 補助金確定額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(要交付金返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。

【担当】

所 属

氏 名

連絡先

## 別記 2

### 特定非営利活動法人等に対する補助条件

新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第 2 条第 2 号ウからオまでに掲げるいずれかの法人に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

#### 2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条により設立された一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

#### 3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法第 2 条に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が 80%以上であること。

民法法人については、主務官庁に認可された定款若しくは寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が 50%以上であること。

農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合及び農業協働組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、グループホームの運営に関する部分について区分して経理を行い、その部分については、出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(4) 利用料の設定根拠を明確にすること。

#### 4 その他の条件

(1) 区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

(2) 施設の運営等に関し、新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年新宿区条例第 15 号）第 128 条により準用される第 38 条第 3 項及び新宿区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年新宿区条例第 16 号）第 86 条により準用される第 36 条第 3 項に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、当区が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

#### 5 書類の提出

(1) 定款若しくは寄付行為、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類を提出すること。

(2) 1 年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を提出すること。ただし、事業実績が 1 年以下又は新設法人の場合には、資産の状況等を総合的に判断するために必要な資料を提出すること。

#### 6 区の指導等

運営事業者は、区が介護保険法第 23 条、第 78 条の 6 及び第 115 条の 16 の規定に基づいて行う文書の提出依頼等及び補助を受けた法人の予算及び事業運営に関する指導、助言等に対し、誠実に対応すること。

## 別記3

### 民間企業に対する補助条件

新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第2号カ又はキに掲げる法人に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

#### 2 経理の適切性に係る条件

(1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。

(2) グループホームに係る事業の経理について区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

#### 3 事業の公益性等に係る条件

(1) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

(2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

#### 4 その他の条件

(1) 区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

(2) 施設の運営等に関し、新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年新宿区条例第15号）第128条により準用される第38条第3項及び新宿区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年新宿区条例第16号）第86条により準用される第36条第3項に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、当区が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

#### 5 書類の提出

(1) 定款、役員履歴、収支予算書等の法人運営関係書類を提出すること。

(2) 1年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を提出すること。事業実績が1年以下又は新設法人の場合には、法人の資産の状況等を総合的に判断するために必要な資料を提出すること。

#### 6 区の指導等

事業者は、区が介護保険法第23条、第78条の6及び第115条の16の規定に基づいて行う文書の提出依頼等及び補助を受けた法人の予算及び事業運営に関する指導、助言等に対し、誠実に対応すること。

## 別記 4

### 土地所有者等に対する補助条件

新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第 2 条第 1 号イの土地所有者等に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

- 1 認知症高齢者グループホーム運営事業者（以下「運営事業者」という。）との事前協議  
施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、当該運営事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。
- 2 運営事業者に係る条件
  - (1) 運営事業者が、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第 2 条第 2 号ウからオまでに掲げるいずれかの法人の場合には、別記 2 の補助条件を満たすこと。
  - (2) 運営事業者が、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第 2 条第 2 号カ又はキに掲げる法人の場合には、別記 3 の補助条件を満たすこと。
- 3 区の指導等  
土地所有者等は、区が行う指導、助言等に対し、誠実に対応すること。
- 4 協定の締結  
土地所有者等及び運営事業者は、認知症高齢者グループホームの整備及び運営に関して、新宿区と協定を締結すること。

## 別記5

### 建物所有者に対する補助条件

新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第1号ウの建物所有者に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

- 1 認知症高齢者グループホーム運営事業者（以下「運営事業者」という。）との事前協議  
施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、当該運営事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。
- 2 運営事業者に係る条件
  - (1) 運営事業者が、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第2号ウからオまでに掲げるいずれかの法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
  - (2) 運営事業者が、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第2号カ又はキに掲げる法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。
- 3 区の指導等  
建物所有者は、区が行う指導、助言等に対し、誠実に対応すること。
- 4 協定の締結  
建物所有者及び運営事業者は、認知症高齢者グループホームの整備及び運営に関して、新宿区と協定を締結すること。

第1号様式（第7条関係）

## 新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付申請書

年 月 日

新宿区長 宛て

申請者

新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第7条の規定に基づき、下記により補助金の交付を申請します。

記

### 1 交付申請額

円

### 2 グループホームの整備内容

(1) 運営事業者の法人種別（第2条第2号関係）

法人種別：

(2) 整備事業型（第3条関係）

整備事業型：

(3) グループホーム整備事業の住所（予定地）

住所：

(4) 整備ユニット数及び定員

ユニット数： 、定員： 人

### 3 関係書類

別添のとおり

## 新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

新宿区長

申請のありましたグループホーム整備事業のための補助金交付申請に対する補助金について、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

### 記

#### 1 補助額

円

#### 2 グループホームの整備内容

##### (1) 運営事業者の法人種別（第2条第2号関係）

法人種別：

##### (2) 整備事業型（第3条関係）

整備事業型：

##### (3) グループホーム整備事業の住所（予定地）

住所：

##### (4) 整備ユニット数及び定員

ユニット数： 、定員： 人

#### 3 補助条件

- 事業運営を継続して行うこと、その他、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第4条の要件を満たすこと。
- 別記1及び別記 の条件を遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

## 新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

新宿区長

申請のありましたグループホーム整備事業のための補助金交付申請に対する補助金について、新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

### 1 補助金交付の可否

否

### 2 理由